

令和3年度（令和4年度への繰越分）
薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業
(令和4年3月29日更新)

令和3年度補正予算により令和4年3月1日から「薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業」が開始されました。

令和2年度・3年度との事業内容の**大きな変更点**は、対象者が新型コロナウイルス感染症の**自宅療養及び宿泊療養の患者のみとなる**こと、また対象経費は、**配送料実費及び交通費の実費となり、領収書等が発行されない経費（徒歩、自転車、車等）は補助対象外**となることです。

なお、薬剤師が届けた場合は、所定の保険点数が算定できるため対象外となりました。

記

- 1) 対象期間：令和4年3月1日配送分から予算の上限に達した日まで
(支援対象は最長 令和5年2月末日)
- 2) 対象者・補助額：①新型コロナウイルス感染症の自宅療養及び宿泊療養の患者に対し薬剤を配送した費用
(陽性患者（みなしを含む）以外の濃厚接触者、0410 対応等は対象外)
②薬局従事者（**薬剤師以外**）が陽性患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費
- 3) 領収書の保管・提出：今後領収書のご提出をお願いいたします。提出方法等は後日お知らせいたします。
また、領収書がないものは補助の対象になりませんので、必ず保管して下さい。ただし、**電車、バス等の通常領収書が発行されない交通費についてはその記録をご提出いただく予定です。**
- 4) 実施実績の報告書：当該月分を翌月15日まで東京都薬剤師会に報告
- 5) 請求方法・請求先について：
当会ホームページ掲載の報告用電子入力システムURLから情報を入力後、データを送信して下さい。令和3年度に入力された方も改めてアカウントを作成して下さい。

報告用電子入力システム URL：https://eform.site/tpa_yakuzai2022/

Eメールでのご質問のご協力をお願いいたします。

連絡先メールアドレス：yakuzai-koufu@toyaku.or.jp

薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業の
実施に当たっての留意点

令和4年2月25日 日本薬剤師会

【事業内容】

- 薬局が、新型コロナウイルス感染症の自宅療養及び宿泊療養の患者に対して調剤及び電話等による服薬指導等を行い、患者宅等に配送業者により薬剤を配送又は薬局の従事者（薬剤師を除く）が患者宅等に薬剤を届けた場合の費用の補助
- 薬局における、電話等による服薬指導等及び薬剤の配送*（本事業の補助対象とならないものも含む）の実施状況の把握
 - ※「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）に基づき実施する電話等による服薬指導等。
- 上記のために必要な事務

①補助対象

a：患者宅等への薬剤配送に係る費用

事業実施者の所在する都道府県内の薬局において、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「0410事務連絡」という。）等に基づき、新型コロナウイルス感染症の自宅療養及び宿泊療養の患者に対して調剤及び電話等による服薬指導等を行い、患者宅等に配送業者を利用して薬剤を配送又は薬局の従事者（薬剤師を除く）が患者宅等に薬剤を届けた場合の以下の費用。

- ・患者宅等へ配送業者を利用して薬剤を配送した場合の配送料【実費】
- ・薬局の従事者（薬剤師を除く）が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費【実費】

b：事業実施者における事務に係る費用

事業実施者において、上記 a 及び「⑦電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等の実施状況の把握について」に関する薬局からの申請・報告の受付や集計、費用の支払い等を行うために必要な費用。

経費は、「令和3年度（令和4年度への繰越分）薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業委託費の交付について」（厚生労働省発薬生0224第79号厚生労働事務次官）で定めるとおり。

②薬局への補助額（薬局から都道府県薬剤師会への請求額）

薬局への補助額（薬局から都道府県薬剤師会への請求額）は、実施要綱の定める範囲に基づき、上記「①. a」のとおりとする。

薬局で実際に負担した配送料及び交通費（以下、配送費）の実費額を上回る額の請求は認められず、請求額には振込手数料・代引き手数料等の支払いに係る各種手数料、配送に係る人件費は含まない。

請求にあたっては、請求の根拠となる資料（領収書、配送業者からの請求書等）の写しの提出が必要となる。根拠資料を示すことができないもの（例：徒歩・自転車・車等で従事者が届けた場合等）は補助対象として想定されていない。

なお、薬剤師が患者宅等に薬剤を届けた場合は、所定の保険点数が算定できることから、補助の対象外。

処方箋記載	配送方法	補助額及び請求額	薬剤配送に関する患者負担額
CoV 自宅 CoV 宿泊	薬局の従事者（薬剤師以外）が届けた場合	交通費（実費）	0 円
	配送業者	配送料（実費）	

③配送方法及び配送に関する留意点

患者と相談の上、適切な配送方法を選択すること。

薬剤の持参・配送に際しては、感染拡大防止の観点から、患者または家族等と直接接触しない方法となるよう留意すること。

配送業者を使用する際は、品質保持の確保や緊急性等を考慮した上で、適切と考えられる方法を利用すること。

④薬局における請求・報告の手続き

薬局においては、本事業に請求する配送費及び 0410 事務連絡に基づく電話等服薬指導の実施状況について、実施状況の一覧（※1）を都道府県薬剤師会に提出すること。

また、薬局において配送費の請求の根拠となる資料を保存し、その写しと所定の請求様式（※2）を都道府県薬剤師会に提出すること。

（根拠となる資料の例）

- ・ 配送料・交通費の金額がわかるもの（配送業者等の伝票控え、請求書、領収書等、公共交通機関の領収書等）

※1の提出期日は翌月15日とする。但し、都道府県薬剤師会の実情に応じた設定は可能とするが、その際は⑤、⑥、⑧に留意の上設定されたい。

※2の提出期日は都道府県薬剤師会の定めによるものとする。

※1、2のいずれも、提出方法は都道府県薬剤師会の定めによるものとする。

⑤事業の開始・終了時期

本事業は、令和3年度補正予算により実施され、令和4年3月1日より開始するものとする。但し、予算の範囲内での実施であることから、実施期間の途中で予算の上限に達した場合はその時点で終了することに留意する。

また、事業の終了が令和4年度末であることから、支援対象は最大でも令和5年2月末日分まで（請求は令和5年3月15日締め切り）となることに留意する。

⑥事業費の精算時期

事業実施者（都道府県薬剤師会）から薬局に対する費用の精算は、⑤に記載した終了時期以降を予定。

令和4年度末までの事業実施後、基準額を上限として、要した費用が事業実施者に精算される予定。

⑦電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等の実施状況の把握について

薬局における、0410事務連絡「5. 本事務連絡による対応期間内の検証」に基づく検証のために必要な情報を収集するため、電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等の実施状況については、本事業の補助対象ではないもの（0410対応）も含め、上記④「電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況の一覧」に概要を記載し、各都道府県薬剤師会を通じて厚生労働省に報告するよう、都道府県内の薬局に周知されたい。

⑧その他

電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況については、概ね1か月単位で、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課より報告の求めがあるため、対応されたい。

以上

薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業について

令和4年3月以降、支援の対象者・対象経費を変更し、新たな事業が以下のとおり実施されます。

	令和4年2月配送分まで (薬局における薬剤交付支援事業)	令和4年3月配送分以降 (薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業)
対象期間	・ 令和4年2月配送分まで	・ 令和4年3月配送分以降
対象者・補助額	・ 0410 対応（薬剤の配送に要した費用のうち、100円を差し引いた額） ・ CoV 宿泊、CoV 自宅（薬剤の配送に要した費用の全額）	・ <u>新型コロナウイルス感染症の自宅療養及び宿泊療養の患者</u> （薬剤の配送に要した費用）
対象経費	・ 患者宅等へ薬剤を配送した場合の配送料 ・ <u>薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費及び人件費</u>	・ 患者宅等へ薬剤を配送した場合の配送料 ・ <u>薬局の従事者（※1）が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費</u> ※いずれも 実費のみ 。
実施実績の報告	・ 0410 事務連絡に基づく電話等服薬指導等（0410 対応、CoV 宿泊、CoV 自宅）の実施実績を薬局から都道府県薬剤師会に報告（月ごと）	・ <u>同左（変更なし）</u> 。 ・ <u>支援事業の対象とならない0410 対応も含めて、0410 事務連絡に基づく電話等服薬指導等（0410 対応、CoV 宿泊、CoV 自宅）の実施実績を薬局から都道府県薬剤師会に報告（月ごと）</u>

※1：薬剤師が患者宅等に薬剤を届けた場合、以下の点数（500点/200点）が算定できることから、新たに実施される事業においては支援の対象外。

【令和3年9月28日、厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その63）」より抜粋】

（問16：答）保険薬局において、自宅・宿泊療養を行っている者に対して発行された処方箋（備考欄に「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」と記載されているものに限る。）に基づき、調剤を実施する場合において、処方箋を発行した医師の指示により、当該保険薬局の薬剤師が当該患者に緊急に薬剤を配送した上で、当該患者の療養している場所において、当該患者に対して対面による服薬指導その他の必要な薬学的管理指導を実施した場合には、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1（500点）を算定できる。

また、上記の患者に緊急に薬剤を配送した場合であって、対面による服薬指導を実施する代わりに、当該患者に対して、緊急に電話や情報通信機器（以下「電話等」という。）を用いた服薬指導を実施した場合又は当該患者の家族等に対して、緊急に対面若しくは電話等による服薬指導を実施した場合には、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2（200点）を算定できる。

なお、この場合、薬剤服用歴管理指導料及びかかりつけ薬剤師指導料等は併算定できない。